

災害時における被災者支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県薬事振興会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である薬事衛生関係団体（以下「団体」という。）が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災者の救助及び支援のため必要な医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の提供ならびにその他被災者支援活動に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医薬品等の提供、その他被災者支援活動に関し、乙に対して協力を要請する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務及び対象団体）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の提供及び甲が指定する場所への搬送
- (2) 避難所及び物資拠点の提供
- (3) 救護所、避難所、及び物資拠点へのボランティア要員の派遣（医薬

品等に関し、専門的知識を持つ薬剤師・登録販売者等)

(4) 上記以外の業務であって、乙から協力の申し出があった支援業務

2 本協定の対象となる団体及び具体的な業務は別表のとおりとする。

(業務の提供及び報告)

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、団体間の調整を行っただうえで、業務の提供を行う団体を決定するものとする。

2 前項で決定された団体は、可能な限り、医薬品等の提供及びその他被災者支援活動に関する業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った団体は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲又は各市町等支援を受ける者が別途負担を認めたものについてはこの限りでない。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のう
え、各1通を保有するものとする。

平成24年6月18日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事

中村 晴広

愛媛県松山市三番町七丁目6番地9

乙 愛媛県薬事振興会

会長

澤田 乙吉

別表（第3条関係）

対 象 団 体 及 び 業 務

社団法人 愛媛県薬剤師会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
社団法人 愛媛県薬業協会	医薬品・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
社団法人 愛媛県医薬品配置協会	医薬品・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医薬品卸業協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医薬品小売商業協会	医薬品・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県製薬協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県化粧品小売協同組合	化粧品・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
北四国衛生紙綿協同組合	医薬部外品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医療機器販売業協会	医療機器・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県ジェネリック販社協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
一般社団法人 愛媛県登録販売者協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣